

## 「<sup>もり</sup>の森林」使用協定書

「<sup>もり</sup>の森林」における環境整備及び森林の保全を図るため、（森林所有者）  
（以下「甲」という。）と（企業等）（以下「乙」という。）とは、  
次の森林の使用に関する協定を締結する。

### 1 森林の所在及び面積

所 在 市 町 字 番地（林班・内）  
区域内面積 . ha（別添図面のとおりに）

2 この協定の期間は、この締結の日から平成 年 月 日までとする。  
ただし、期間満了後の期間延長に関しては、期間最終年度に甲・乙協議するものとする。

3 区域内森林の使用料は年間 円とし、乙は甲に対し、協定期間分を一括して初年度に（又は、毎年）支払うものとする。  
ただし、この協定が解除された場合にあっては、既に甲に納入された金額は返還されないものとする。

4 乙は、この森林を利用し、 活動を実施するものとし、甲はその活動を承諾するものとする。（活動例には：森林整備、環境整備、林業体験、森林レクリエーション、森林教育など）

5 甲は、この協定期間中において、区域内の森林を他の用途に転用しないものとする。  
ただし、やむを得ない事由により立木の伐採若しくは他の用途に転用する場合には、あらかじめ乙に通知し協議するものとする。

6 乙は、善良な管理のもと使用するとともに、火災や事故の未然防止に必要な措置及び事故発生時の緊急措置並びに事後措置について万全を期すこと。また、ゴミの後始末など環境保全に万全を期すこと。

7 乙は、この森林に看板や簡易作業場等（以下「看板等」という。）を設置する場合には、設置場所及び規格等についてあらかじめ甲と協議すること。

8 この協定期間が満了する場合においては、次のとおりとする。  
土地内に生立する植栽木等、全ての林木は甲に帰属する。

乙が設置した看板等は，全て撤去すること。

に限らず，乙が撤去を求めない看板等や遊歩道，作業道はその限りとしなない。

- 9 この協定に関して定めのない事項又は疑義が生じた場合にあっては，その都度，甲及び乙が誠意を持って協議し，解決するものとする。

この協定の締結を証するため，本書2通を作成し，甲乙記名押印の上，各自その1通を所持する。

平成 年 月 日

甲（森林所有者）

住 所

氏 名

乙（企業等）

住 所

氏 名